

平成18年3月17日

テトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

ヘキサクロロベンゼンを含有するテトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入について

今般、テトラクロロ無水フタル酸（官報公示番号 3-1423、CAS No. 117-08-8）に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン（官報公示番号 3-76、CAS No. 118-74-1）が含まれていることが明らかとなったことを受け、貴社におかれでは、製造又は輸入の中止並びに自主的な出荷の停止を行っていただいているところです。

本日、3省は、本事案に対する化審法に基づく対応について別紙1のとおり公表し、テトラクロロ無水フタル酸の使用者に対し別紙2を発出するとともに、これらの公表等（本文書の発出を含む）について別紙3により周知しました。

各事業者におかれでは、テトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入の段階におけるヘキサクロロベンゼンの低減を進めるため、下記を踏まえ適切な対応をお願いします。特に下記3. の措置については、迅速な対応をお願いします。

記

1. 化審法では、化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質について、可能な限りその生成を抑制するとの観点から、「利用可能な最良の技術」（B A T : Best Available Technology）を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考えに立っている。今回明らかとなったとおり、テトラクロロ無水フタル酸中に、その合成過程で副生したヘキサクロロベンゼンが含有されている可能性が極めて高いことから、各事業者におかれでは、当該ヘキサクロロベンゼンの含有量低減に向けた最大限の取組を行うよう努められたい。

2. 3省は、今後、「副生する特定化学物質のB A T削減レベルに関する評価委員会（仮称）」（以下「評価委員会」という。）を設置し、速やかにテトラクロロ無水フタル酸中のヘキサクロロベンゼンに係る工業技術的・経済的に削減可能なレベルを設定し、B A Tを適用することとしている。当該B A Tレベルが設定された後は、上記1. の考え方に基づき、当該B A Tレベルを超えたヘキサクロロベンゼンを副生させること又は輸入することは、第一種特定化学物質の無許可製造又は無許可輸入に該当することとなる。
3. 上記2. により、テトラクロロ無水フタル酸中のヘキサクロロベンゼンに係るB A Tレベルが設定・適用されるまでの間、以下の措置を講ずるものとする。
  - i. 3省は、事業者自らが設定したテトラクロロ無水フタル酸中のヘキサクロロベンゼンに係る自主管理上限値、及びヘキサクロロベンゼン低減方策等を3省に提出した事業者について、テトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入並びに出荷を許容することとする。
  - ii. このため、テトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入並びに出荷を行おうとする事業者は、当該テトラクロロ無水フタル酸中のヘキサクロロベンゼン含有量を確認し、当該確認結果を基に自主管理上限値を設定するとともに、ヘキサクロロベンゼン低減方策等を策定されたい。
  - iii. テトラクロロ無水フタル酸の製造又は輸入並びに出荷を行う事業者は、B A Tレベルが設定されるまでの間、自らが製造又は輸入するテトラクロロ無水フタル酸中のヘキサクロロベンゼン含有量が自主管理上限値を超えていないことを確認するとともに、ロット毎の各種データ（分析結果、製造・輸入・出荷年月日、製造又は輸入量、出荷量、在庫量、出荷先（実際に貴社商品を使用している事業者）及び用途）を定期的に3省に報告されたい。併せて、当該テトラクロロ無水フタル酸のM S D Sには、分析結果によるヘキサクロロベンゼン含有値を記載されたい。
  - iv. 3省は、独自に行う分析結果も勘案しつつ、事業者による自主管理上限値及び低減状況を評価し、必要に応じ、更なる低減に向けた指導を行うこととする。また、3省は、事業者におけるテトラクロロ無水フタル酸中のヘキサクロロベンゼン含有量低減方策を確認するため、試買検査を行うこととする。
4. さらに、テトラクロロ無水フタル酸の使用者及びその川下ユーザーに対し適切に情報を提供する観点から、今後、テトラクロロ無水フタル酸のM S D Sには、分析結果に基づくヘキサクロロベンゼン含有値を記載されたい。
5. また、3省は、今後、ヘキサクロロベンゼンの含有量の状況を確認するとともに、評価委員会における今後の検討に資するため、独自にテトラクロロ無水フタル酸の分析

調査及び試買検査を行うこととしている。各事業者におかれでは、分析調査に係る試料の提供等ご協力を願いする。

(参考)

化審法は、難分解性を有し、人への毒性又は生態毒性を有する化学物質による環境汚染を防止することを目的としている。第一種特定化学物質は、難分解性、及び人又は高次捕食動物への毒性に加え、生物の体内に蓄積されやすい性質（高蓄積性）を有する化学物質であり、化審法に基づきその製造、輸入及び使用は原則禁止されている。ヘキサクロロベンゼンは、昭和54年に第一種特定化学物質として指定され、当該規制の対象となっているほか、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」に基づき、国際的にもその排出削減に向けた取組が進められている。

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：江原

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3595-2298 (直通)

FAX 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：太田、河岸

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-0605 (直通)

FAX 03-3501-2084

環境省環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：大井、池上

TEL 03-5521-8253 (直通)

FAX 03-3581-3370